

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	死体解剖保存法	担当課	医療対策課	検索番号	5 - 3
許認可等	死体の全部又は一部保存の許可	根拠条項	19 - 1		
<p>(根拠規定)</p> <p>死体解剖保存法 (昭和二十四年六月十日法律第二百四号)</p> <p>第十七条 医学に関する大学又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定による地或医療支援病院若しくは特定機能病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。</p> <p>2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。</p> <p>第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体(第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。)の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。</p> <p>第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事(地或保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。</p>					
<p>(審査基準)</p> <p>死体解剖保存法に係る許認可等の事務処理基準 (平成12年4月1日保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知)</p> <p>死体解剖保存法(昭和24年法律第204号) 同法施行令(昭和28年政令第381号) 同法施行規則(昭和24年厚生省令代37号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。</p> <p>なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <p>死体解剖保存法第十八条及び第十九条の規定に基づく死体の全部又は一部の処理方法について (昭和二六年二月一〇日)</p> <p>照会</p> <p>死体解剖保存法第十八条及び第十九条により死体の全部又は一部を標本として保存することができるが、この保存した標本を廃棄するときには、いかに処理すべきか左記事項至急伺います。</p> <p>記</p> <p>1 法別則第七項の法律施行の際現に標本として保存された死体で許可を受けたとみなされたものの処理方法</p> <p>2 法第十九条により許可を受け死体の全部又は一部を保存したものの廃棄するときの手続</p> <p>3 保存許可を受け許可書は法第十三条第二項の死体交付証明書と同様の効力あるものと認め埋葬許可証又は火葬許可証とみなしてよろしいか</p> <p>4 廃棄するとき遺族に対しその保存に標本を還付することも考えられるが、この場合の埋葬許可証又は火葬許可証の交付はいかにするか</p> <p>5 遺族の所在不明のときは、保存許可を受けた者が埋火葬するものと考えられるが、埋火葬許可証の交付はいかにするか</p> <p>回答</p> <p>昨年十二月二十六日二五衛収第八、一五一号で照会の右のことについて左記の通り回答する。</p> <p>記</p> <p>1 死体解剖保存法施行の際現に標本として保存されていた死体を廃棄する場合には、その死体の遺族が判明している場合には遺族に交付し、判明していない場合には、その標本の保存者が、墓地埋火葬等に関する法律の規定に従って埋火葬すべきものである。但し、その標本が死体の僅少の部分に止まる場合には、刑法の規定を考慮し、一般社会通念に反せず、且つ、公衆衛生上遺憾のないように適宜処置して差し支えないものと解する。</p> <p>2 1と同様であるがこの場合には、許可を受けた都道府県知事に届け出る等の手続が望ましい。</p> <p>3 保存についての許可書は、埋葬許可証又は火葬許可証とみなすことはできない。</p> <p>4 遺族が埋火葬許可証の交付を受くべきものである。</p> <p>5 保存許可を受けた者が埋火葬許可証の交付を受くべきものである。</p> <p>死体保存について (昭和二六年二月一四日)</p> <p>照会</p> <p>死体解剖保存法第十九条の規定により死体を保存する場合次の事項を承知したいので照会致します。</p> <p>記</p> <p>1 死体を保存しようとする者と遺族との間に死体の売買が行われることは許されるか。</p> <p>2 死体保存者が死亡した場合又は死体保存者がいかにして事実上死体の保存ができない場合(病院等の管理者に異動があり前任者が死体保存者となつておつた場合)該死体保存者についての責任の所在及びその取扱は如何にしたらよいか(自然人でなく当該病院等に対して保存許可を与えることは差し支えないか)。</p> <p>3 保存死体は、死体保存者に対して、取扱上礼意を失わぬ限り処分することは自由であるか、又処分に当たっては知事の許可等を必要としないのか。</p> <p>回答</p> <p>一月二十五日付医第一 八号で照会の右のことについて左記のとおり回答する。</p> <p>記</p> <p>1 死体を目的とする売買契約は、公序良俗に反するものとして当然無効と解すべきである。もとより死体を保存目的のため特定人に寄付し、それに対し特定人が謝礼をなすことは差し支えない。</p> <p>2 死体保存者が死亡した場合には、一応保存すべき責任ある者がいないことになるが、この場合引き続き死体を保存しようとする者があれば、その者が新たに法第十九条に規定する手続を経て死体保存者となるべきであり、そのような者がいない場合には、遺族に引き渡すべきである。但し、病院等の管理者に異動があつた場合には、後任者において別段の意志を表示しない限り、当然その者が保存者たる地位を承継するものと解すべきである。なお、自然人又は法人でない病院に対し保存許可を与えることはできない。</p> <p>3 保存死体は、保存者において、特に保存するための許可をうけたものであるから、処分の自由を当然に有するものではなく、保存する必要がなくなった場合には、遺族のある場合には遺族に引き渡すべきであり、遺族が判明しない場合には、一般社会通念に反せず、且つ、公衆衛生上遺憾のないように、例えば墓地埋火葬等に関する法律の規定に従って埋火葬する等の処分をなすべきものである。この場合許可を与えた都道府県知事に対する届出等の措置が望ましいものと考えられるが、現行法上許可を要するものとするには困難である。</p>					